

緑の守り手認定事業者制度について(近畿中国局版)

～地域で誇りを持って事業を継続していただくための認定制度～

概要

地域の山間奥地で活動する森林土木事業者が、今後も誇りを持って事業を継続していただけるよう、これまで地域で果たしてきた様々な役割・貢献を「見える化」し、広く地域住民等に認知されるよう認定する制度。

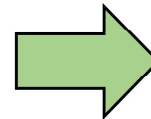
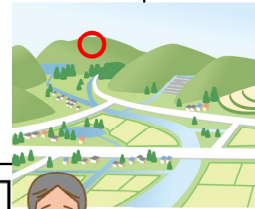
【森林土木事業者の地域における役割・貢献】

○治山・林道施設の整備や維持管理の担い手



- ・平常時：国土緑化活動、ボランティア活動等
- ・災害時：緊急応急工事(災害対応活動)等

これらの活動は山間奥地で行われていることが多く、広く地域住民等に認知されていない。



「地域を支える担い手」のひとりとしてなくてはならない重要なパートナー



緑の守り手認定事業者制度を創設



認定項目

- ①継続貢献
(治山林道/治山/林道)
- ②災害対応活動
- ③国土緑化活動
- ④ボランティア活動
- ⑤環境配慮
- ⑥労働安全
- ⑦人材育成
- ⑧ICT施工



過去の取組実績をもとに認定

認定方法

森林管理局長

申請(※1)

森林土木事業者

認定(※2)

※1：一定の期間をもって申請を受付（申請先は近畿中国森林管理局長へ）
※2：認定項目数等による認定グレードあり(3段階)

【広報活動】

HP等を活用した制度の周知・認定事業者名の公表、地方公共団体への情報提供等を実施

- ・プラチナ(認定項目の全てで認定あり、継続貢献が「治山林道」の場合)
 - ・ゴールド(認定項目の全てで認定あり、継続貢献が「治山林道」でない場合)
 - ・シルバー(認定項目数が継続貢献及び災害対応活動を含めて5個以上)
- (注)シルバーについては、継続貢献の種類を問わない(治山林道、治山、林道のいずれでも可)

<認定の有効期間>

認定された日が属する年度の翌々年度末まで

